

仙台市の海外市場開拓促進助成金情報のお知らせ ～仙台市海外販路開拓チャレンジ支援助成金～

仙台市では市内企業の海外市場開拓を促進し、市経済の国際化・活性化を図る目的で、「仙台市海外販路開拓チャレンジ支援助成金」を交付しています。同助成金は、海外販路開拓事前準備に係る調査費用、国際見本市出展費用、海外輸出に係る経費等に幅広く活用できます。

◆ 対 象 者

仙台市内に主たる事業所又は事務所を置く中小企業者

◆ 対 象 事 業

- ・ 海外販路開拓事前準備及びFS調査（実現可能性調査）に係る事業
- ・ 海外への電子商取引等に係る事業
- ・ 国際見本市出展に係る事業（海外向けオンライン出展含む）
- ・ 輸出に係る事業

注. 各事業の対象経費については別紙のチラシのほか、仙台市のホームページをご覧ください。

◆ 助成率・助成上限額

- ・ 助成率 : 対象経費の2分の1又は3分の2
- ・ 助成上限額 : 10万円～100万円

注. 各種条件により助成率や助成上限額が異なります。詳細は

<https://www.city.sendai.jp/jigyosuishin/jigyosha/kezai/jigyosho/shien/documents/subsidy.pdf>
をご覧ください。

◆ そ の 他

本助成金の詳細につきましては、別紙のチラシのほか、仙台市のホームページをご覧ください。

【URL】

<https://www.city.sendai.jp/jigyosuishin/jigyosha/kezai/jigyosho/shien/challenge.html>



【お問合せ先】

七十七銀行 市場国際部 アジアビジネス支援室
TEL.022-211-9880

【Global Letter NEXT ホームページ】

その他の記事はこちらからご覧ください。

https://www.77bank.co.jp/kokusai/globalletter_next/



本紙記載の内容につきましては、当行が信頼できると考える情報に基づき作成しておりますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談いただくようお願い申し上げます。

海外への販路開拓の経費を助成します

仙台市海外販路開拓チャレンジ支援助成金

対象経費の 2 分の 1 又は 3 分の 2 ・上限 1 0 万円～1 0 0 万円

■期 間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 1 日

※令和 8 年 3 月 1 日までに事業の実施及び経費の支払いが完了するものに限りします。

※予算の執行状況により、予告なく終了する場合がございます。

■対象者

仙台市内に主たる事業所又は事務所を置く中小企業者

- ・同一年度内に本要綱による助成を受けていない方
- ・申請者が個人の場合にあっては、本市の市税を滞納していないこと
- ・申請者が個人以外の場合にあっては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと
- ・みなし大企業（同一の大企業で資本金の 2 分の 1 以上を占めている企業、複数の大企業で資本金の 3 分の 2 以上を占めている企業又は大企業の役職員が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている企業）でないこと
- ・暴力団等と関係を有していない者
- ・公的機関等から同一の経費区分に関する助成を受けていない者

■対象事業

- ・海外販路開拓事前準備及び F S 調査に係る事業
- ・海外への電子商取引等に係る事業
- ・国際見本市出展に係る事業（海外オンライン出展含む）
- ・輸出に係る事業

※仙台市輸出入チャレンジ支援助成金交付要綱（平成29年 4 月 1 日経済局長決裁）及び本要綱による助成金交付回数を合算して通算 5 回を限度とします。

※各事業の対象経費については、裏面をご覧ください。

■助成率・助成上限額

対象経費の 2 分の 1 又は 3 分の 2 で上限 1 0 万円～1 0 0 万円

〔 ジェトロ、中小機構、JICA の支援事業に 採択 されたものについては、最大 1 0 0 万円
申請者が 初めて 海外販路開拓事業に取り組む場合は、条件により 最大 5 0 万円 又は 1 0 0 万円 〕

※条件や、重点産業・重点地域の該当によって助成率や助成上限額が異なります。

※詳細は、<https://www.city.sendai.jp/jigyosuishin/jigyosha/kezai/jigyosho/shien/documents/subsidy.pdf> をご覧ください。

助成金の詳細はコチラから

申込み・
お問合わせ先

担当部署：経済局産業政策部中小企業支援課販路開拓支援係
住 所：〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-6-1仙台パークビル 9 階
電 話：022-214-1005 E-mail：kei008040@city.sendai.jp



助成対象経費について

◇海外販路開拓事前準備およびFS調査に係る事業

経費区分	経費の内容
販促資料等の翻訳費（※注１）	翻訳費、ネイティブチェック費、編集費などに要する経費
自社Webサイト等の宣伝用コンテンツ編集費（※注１）	Webサイト制作費、デザイン費、翻訳費、編集費などに要する経費
商材のローカライズ費（※注１）	翻訳費、海外の文化や法律・規制上不適切な表現の編集費、海外利用および国内利用に適したフォーマットへの編集・変換費
調査委託費（※注２）	調査等の委託に要する経費、海外現地コーディネーター手配に要する経費、通訳費等
旅費（※注３）	航空費、宿泊費、その他
その他の経費	その他、市長が特に必要と認める経費

◇海外への電子商取引等に係る事業

経費区分	経費の内容
立ち上げ・運営費用（※注１）	海外向け販売サイトへの出展費用、自社販売サイト制作に係る契約費、宣伝広告・マーケティング費、海外向け販売サイト等の年間利用費
コンテンツ編集費（※注１）	海外向け販売サイト、自社販売サイト作成等の外部委託に係る経費 翻訳費、ネイティブチェック費、編集費、その他プロモーションに係る経費
専門家相談費（※注１）	電子商取引等に関して専門家へ相談する際の経費
その他の経費	その他、市長が特に必要と認める経費

◇国際見本市出展に係る事業（海外向けオンライン出展含む）

経費区分	経費の内容
旅費（※注４）	航空費、宿泊費、その他
会場費（※注４）	会場借料及び小間料、展示工事費、助成対象者が独自に行う展示の際に必要な装飾工事費用、電気工事費等、備品使用料、展示ブース内で使用する機器、ショーケース、照明機器等のレンタルに要する経費、登録料など出展に際して係る経費
現地通訳費	出展・商談及び準備・撤去時の現地通訳に要する経費
輸送費	展示会等に出展する出展製品（オンライン出展のためのサンプル輸送費含む）、パンフレット等の輸送に要する経費、輸出入諸費用、保険料等
広報・宣伝活動費	展示ブースで配る自社（製品）パンフレット、展示パネル、資料作成・翻訳などに係る経費、オンライン出展のための広報資料等（製品PR動画作成等含む）（※注５）
その他の経費	その他、市長が特に必要と認める経費

◇輸出に係る事業

経費区分	経費の内容
通関費	税関検査、その他通関等に係る経費
輸送に係る経費	商品の輸送料、船積書類、船荷証券等の書類取得に係る経費
輸出検査および証明書発行に係る経費	検疫、放射性物質等の検査および証明書発行に係る経費
保険料費	貿易保険、生産物賠償責任保険等に係る経費
認証取得調査費	認証取得にあたっての国内、国外貿易コンサル等に支払う経費
法務・権利調査費	権利調査、契約書作成、書類翻訳などに係る経費
外部専門家に係る経費	海外販売拡大を目的にコーディネーターや、通訳等に支払う経費
送金に係る経費	送金手数料、為替、信用状作成等に係る経費
その他の経費	その他、市長が特に必要と認める経費

※注１ 経済性の観点から原則２社以上から相見積もりを取り、最低価格を提示したものを選定すること。ただし契約の性質上相見積もりを取ることが困難な場合には、その合理的な理由を明らかにした選定理由書を提出すること。

※注２ 公的機関等もしくはその関係者が同行する事業のみ対象とする。

※注３ 公的機関等もしくはその関係者が同行する事業のみ対象とする。また交付決定前に支払いを行っていても、交付決定日以降にFS調査が行われる場合は助成対象とする。ただし審査の結果不交付となった場合は、助成対象とならない。

※注４ 旅費及び会場費については、交付決定前に支払いを行っていても、交付決定日以降に国際見本市が開催される場合は助成対象とする。ただし審査の結果不交付となった場合は、助成対象とならない。

※注５ 当該展示会出展のために、新規に作成したものに限る。